令和７年３月 27 日

令和７年第１回奥多摩町議会臨時会会議録

令和７年３月 27 日　開会

令和７年３月 27 日　閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和７年第１回奥多摩町議会臨時会　会議録

１　令和７年３月 27 日午後２時 00 分、第１回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

２　出席議員は次のとおりである。

第 1 番　榎戸　雄一君	第 2 番　伊藤　英人君	第 3 番　森田　紀子君
第 4 番　相田恵美子君	第 5 番　大澤由香里君	第 6 番　澤本　幹男君
第 7 番　小峰　陽一君	第 8 番　宮野　　亨君	第 9 番　高橋　邦男君
第 10 番　原島　幸次君		

３　欠席議員は次のとおりである。

なし

４　会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

５　職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長　新島　和貴君　　議会係長　小峰　典子君

６　地方自治法第 121 条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町長　師岡　伸公君	副町長　井上　永一君
教育長　野崎喜久美君	企画財政課長　杉山　直也君
若者定住推進課長　坂本　秀一君	総務課長　山宮　忠仁君
住民課長　岡部　優一君	福祉保健課長　須崎　洋司君
観光産業課長　大串　清文君	自然公園施設担当課長　神山　正明君
環境整備課長　坂村　孝成君	環境担当主幹　原島　保君
会計管理者　岡野　敏行君	教育課長　清水　俊雄君
病院事務長　岡部　勝君	

令和７年第１回奥多摩町議会臨時会議事日程［第１号］

令和７年３月27日（木）
午後２時00分　開会・開議

会　期　　令和７年３月27日～３月27日（１日間）

日程	議案番号	議　案　名	結　果
1	――	議長臨時町議会開会・開議宣告	――
2	――	会議録署名議員の指名 ６番　澤本　幹男　　議員 ８番　宮野　　亨　　議員	
3	――	会期の決定について	決定
4	――	町長あいさつ	――
5	議案第29号	奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例	原案可決
6	議案第30号	奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第31号	奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例	原案可決

（午後２時28分閉会）

午後２時00分開会・開議

○議長（小峰　陽一君）　これより令和７年第１回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第２　会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第122条の規定により議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

６番　澤本幹男議員、

８番　宮野亨議員、

以上２名を指名します。

次に、日程第３　会期の決定についてを議題とします。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。宮野亨議員。

〔議会運営委員長　宮野　　亨君　登壇〕

○議会運営委員長（宮野　　亨君）　８番、宮野でございます。

こんにちは。報告いたします。

令和７年第１回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午後１時30分より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本臨時会の会期でありますが、提出された案件を審議の結果、本日１日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件一覧及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

議案第29号から議案第31号までの３議案につきましては、関連がありますので、一括上程とし、採決につきましては、それぞれ即決と決定しております。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小峰　陽一君）　議会運営委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は本日１日限りとし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日１日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程につきましては、お手元に配布してあります日程表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしくお願いします。

次に、本臨時会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長　師岡　伸公君　登壇〕

○町長（師岡　伸公君）　本日、第１回の臨時議会を招集させていただきました。これは第６期長期総合計画が４月からスタートしますが、その前に規定を整備する必要が生じましたので、開催の運びとなりました。よろしくお願いいたします。

また、先日、第１回の定例会最終日の私の挨拶の中でご報告を申し上げた件でございますが、３月末で一般会計の補正予算、そして、町税賦課徴収条例及び国民健康保険税条例の３件につきまして、いずれも地方自治法第 179 条第１項の規定により専決処分を行う予定であります。その内容につきまして４月 16 日に第２回の臨時議会を開催させていただきたいというふうに思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小峰　陽一君）　以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第５　議案第 29 号　奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例、日程第６　議案第 30 号　奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例、日程第７　議案第 31 号　奥多摩町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例、以上３件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。若者定住推進課長。

〔若者定住推進課長　坂本　秀一君　登壇〕

○若者定住推進課長（坂本　秀一君）　それでは、提案理由をはじめる前に、このたびは大変お忙しい中、皆様にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、誠に申し訳ございませんでした。

では、議案第 29 号から議案第 31 号までの説明をさせていただきますが、タブレット端末につきましては、議案第 29 号から議案第 31 号、条例、奥多摩町営住宅使用条例ほかとなります。

それでは、議案第 29 号　奥多摩町営住宅使用条例の一部を改正する条例、議案第 30 号　奥多摩町いなか暮らし支援住宅等活用条例の一部を改正する条例及び議案第 31 号　奥多摩

町若者定住応援住宅活用条例の一部を改正する条例、以上３件の条例改正につきましては、提案理由に関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

はじめに、１ページをお開きください。議案第 29 号になります。

提案の理由でございますが、第６期奥多摩町長期総合計画がスタートすることに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

改正の趣旨は、若者定住促進ゾーンを規定する計画を第６期奥多摩町長期総合計画の個別計画である奥多摩町若者定住促進計画に改めることが改正内容でございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。３ページの新旧対照表をご覧ください。

第２条名称、位置及び戸数第２項では、「第５期奥多摩町長期総合計画」を「奥多摩町若者定住促進計画」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

次に、４ページ、議案第 30 号をお願いします。提案の理由及び改正の趣旨は、先ほど申し上げたとおりでございます。

６ページの新旧対照表をご覧ください。

第２条設置では、「第５期奥多摩町長期総合計画」を「奥多摩町若者定住促進計画」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

次に、７ページ、議案第 31 号をお願いいたします。提案の理由及び改正の趣旨は、申し上げましたとおりでございます。

９ページの新旧対照表をご覧ください。

第２条設置では、「第５期奥多摩町長期総合計画」を「奥多摩町若者定住促進計画」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和７年４月１日から施行するものでございます。

また、この議案と同じフォルダに関連資料として、奥多摩町若者定住促進計画を掲載させていただいております。こちらの計画ですが、現状は若者定住推進課の内部資料として使用しており、個別的な内容を含んでいたため、公表はしておりませんでしたが、第６期奥多摩町長期総合計画の個別計画となるよう３月末をめどに改定作業を行ってまいりました。４月以降、町ホームページなどで公表を行う予定でおります。

以上、議案第 29 号から議案第 31 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰　陽一君）　以上で、説明は終わりました。

これより只今上程の議案第29号の質疑を行います。質疑ありませんか。４番、相田議員。

○４番（相田恵美子君）　４番、相田です。

ご説明ありがとうございました。今回、条例の改正ということで、第６期という文言は載っていないんですが、これはあえて長計とは異なるよという意味なのかということと、もう一点は、奥多摩町若者定住促進計画、この計画は内部資料ということで、先ほど課長からのご説明がございましたけれども、今日審議するということで、今30分前に私この資料をいただいたばかりで、ちょっと読みこなせないという部分もあるんで、質問もできないんですけれども、この計画を公表するということに至った、内部資料を公表するということに至った経緯をお知らせください。

○議長（小峰　陽一君）　若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本　秀一君）　４番、相田議員の質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、第６期奥多摩町長期総合計画という文言がない理由としましては、また10 年後、このようなことがないように、６期長計の個別計画である若者定住促進計画、その後もそういった形でこの促進計画がございますれば、６期以降も恒久的になるのではないかと考えまして、そのようにさせていただきました。

また、内部資料だったものを公表する経緯、それはこの第６期の奥多摩町長期総合計画の個別計画として奥多摩町若者定住促進計画というのが記載されておりましたので、それ以前は内部的に個別的な部分、例えばですけれども、丹三郎水神前、今年度も用地を買っておりますが、まだそこに至らない部分の計画なども載せてしまうと、交渉事などもありますので、公表してしまうと、逆にそういったところに影響が出てしまうようなことも考えられますので、内部でとどめさせていただきまして、この４月以降、６期長期の個別計画ですので、そういったところをきちんと整理させていただいて、公表できる形にさせていただいたというような経緯となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰　陽一君）　ほかに質疑ありますか。伊藤議員。

○２番（伊藤　英人君）　２番、伊藤です。

ホームページ等で公表できる状態になったので公表するということで、今日発表されたことになりますけれども、例えばページでいうと11ページですけれども、４番、実施計画、計画は 10 年間の計画です。だけど、この計画の中では、この 10 年間の全てのものを網羅しているわけではなくて、順次追加されていくという認識でよろしいでしょうか。例えば

11 ページの下の段、２番の子育て応援住宅新築、現状だと２戸だけれども、物件のめどが立てばさらに追加されていくとか、13 ページの中段には７番、空家バンクがありますけど、これも空家バンクの申請があれば順次追加されていくということになるでしょうか。という形で、10 年計画だけれども、今はあくまで現状を載せてあるという認識で。

２点目なんですけれども、ページ数でいうと４ページです。４ページの冒頭が３番、施策の体系、方向、基本理念、（１）定住対策事業、この段落のところの下のほうには、第６期長期総合計画の目標を達成するためにも引き続き移住・定住対策事業を継続する。そのためにこの計画が個別でつくられたんですけど、それとともに、新たな事業を実施することで奥多摩の魅力を活用し、住みたいまち、住み続けたいまちを目指しますということですけども、この新たな事業の実施というのは具体的には何なのか、確認したいです。

以上です。

○議長（小峰　陽一君）　若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本　秀一君）　２番、伊藤議員の質問にお答えします。

はじめの実施計画は、現状を書いてあるのかということで、そのとおりでございまして、１ページを見ていただきたいと思うんですけど、図というか表がありまして、本計画は、令和７年度から６期長計の終了年度である 16 年の 10 か年として、ただし書き以降に、この実施計画については、目まぐるしく変化する情勢に合わせ柔軟に対応できるように、毎年見直すものとしますということで、11 ページ以降については柔軟に対応して見直していこうかと思っております。

２点目は、４ページのところの新たな事業でございます。現状の実施計画の中で言いますと、12 ページにございます４の若者定住応援住宅、若者定住応援住宅自体は既にあるものでございますが、事業概要としまして、東京都の住宅政策本部で実施事業ですとか、また、住宅政策本部の補助事業で新たにこういった若者定住応援住宅ができるのではないかというところで、また今後、東京都などで新たな制度や補助などがあれば、これに柔軟に対応して実施していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（小峰　陽一君）　ほかに質疑ありますか。４番、相田議員。

○４番（相田恵美子君）　４番、相田です。

確認なんですけども、今後も長計に関係することなく恒久的に使用できるような、そういう条例になっていくということなんでしょうか。町の最上の計画が長期総合計画という認識でおりますけれども、その立ち位置というのが分からないので、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（小峰　陽一君）　若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本　秀一君）　４番、相田議員の質問にお答えします。

確かに恒久的と申しましたが、長期総合計画10年間ということですが、例えば子育て応援住宅というのは22年など、また、若者定住応援住宅なんかも15年というようなスパンがございますので、長計に合わせて第６期奥多摩町長期総合計画というような文言を入れると、また10年後、このようなことがないようにということも考えまして、この定住促進計画でゾーンを設定させていただいて、定住の促進計画で、若者定住推進課の施策を行っていきたいという考えがございまして、そのようにさせていただきました。ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰　陽一君）　ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第29号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第29号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第５　議案第29号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰　陽一君）　起立多数であります。よって、議案第29号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第30号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第30号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第６　議案第30号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰　陽一君）　起立多数であります。よって、議案第30号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号の質疑を行います。質疑はありませんか。２番、伊藤議員。

○２番（伊藤　英人君）　31 号ということで、これは条例の一部を改正する条例の改正案のほうからご質問したいんですけれども、この奥多摩町若者定住応援住宅というのが先ほどの質疑応答の中では新しい事業の中にも含まれるということでしたけど、これはこれまでもありましか。それとも今年度からの事業として行われますか。

○議長（小峰　陽一君）　若者定住推進課長。

○若者定住推進課長（坂本　秀一君）　２番、伊藤議員の質問にお答えします。

この若者定住応援住宅につきましては、以前よりもちろん条例がございますので、ありまして、中古で寄附などいただいた住宅を安価な家賃でお貸しするのですが、リフォームとか、そういったものはご自身で負担していただくというような制度になってございます。

今後、12 ページにあったようなのは東京都のほうでリノベーションもしていただけるというようなところがございますので、そこはちょっと形が違うので、今現在この若者定住応援住宅には掲載してございますが、新たな部分で対応が必要でございましたら、またお諮りさせていただきたいとは思っておりますが、現状は、若者定住応援住宅の部分に掲載させていただいているところでございます。

以上になります。

○議長（小峰　陽一君）　ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　質疑なしと認めます。

以上で、議案第31号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第31号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰　陽一君）　異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第７　議案第31号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰　陽一君）　起立多数であります。よって、議案第31号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

以上をもって令和７年第１回奥多摩町議会臨時会を閉会します。長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

午後２時 28 分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員